

# 国土交通省の建設工事における 事故防止重点対策

国土交通省大臣官房技術調査課  
課長補佐 浅古 勝久

## 1. はじめに

日本に住まうみなさんがこれから長く使う施設を整備する公共工事の品質確保が重要であることは言うまでもありません。またその公共工事においてはみなさんからいただいた税金をより効率的に使う事も求められます。このため国土交通省では、入札契約の適正化、一般競争入札の導入、コスト縮減などにこれまで取り組んできているところです。その一方で、ダンピング受注による公共工事の品質低下や下請業者における赤字の発生が懸念されています。施工体制確認型総合評価落札方式の導入など適切な施工体制が確保できるよう発注者として取り組んできてはおりますが、今後も建設現場の安全衛生面への影響に注意を払う必要があることは言うまでもありません。

また、建設工事は、建設現場毎に地形などさまざまな施工条件が違うことから、単品生産であり、同じものは二つとしてありません。このように家電製品などを工場で大量生産するような作業手順の画一化が可

能な他の産業に比べて建設工事では作業手順の画一化が難しいことが、業種別死亡災害発生件数において建設業が未だに最多である大きな要因の一つだと言えるでしょう。

このため、国土交通省では建設工事事故データを毎年集めて原因分析を行った結果をもとに、建設工事事故防止対策のための必要な措置を講じてきたところです。本稿では建設工事における労働災害の現状と、平成22年度の事故防止重点対策についてご紹介します。

## 2. 建設工事における労働災害の現状

平成21年における死亡災害・重大災害発生状況等については、平成22年5月に厚生労働省から発表されています。わが国の労働災害（全産業）は、昭和53年以降減少傾向が続き、平成21年の死傷者数は約10万5,700人で、このうち、建設業は、約2万1,500人となっており、ピーク時の3分の1以下にまで減少しています（図-1）。

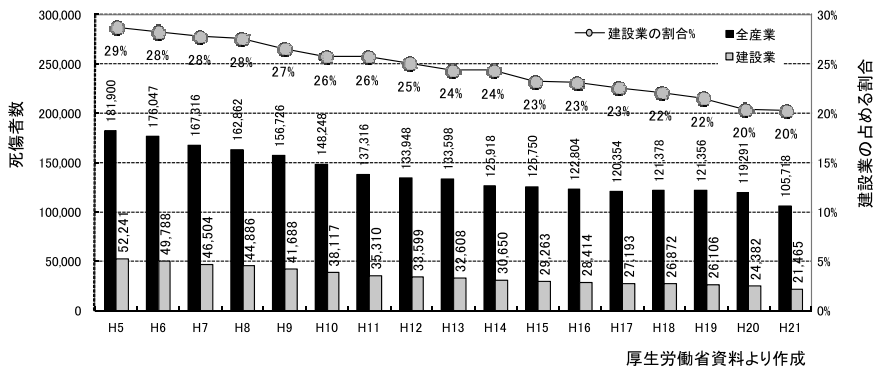
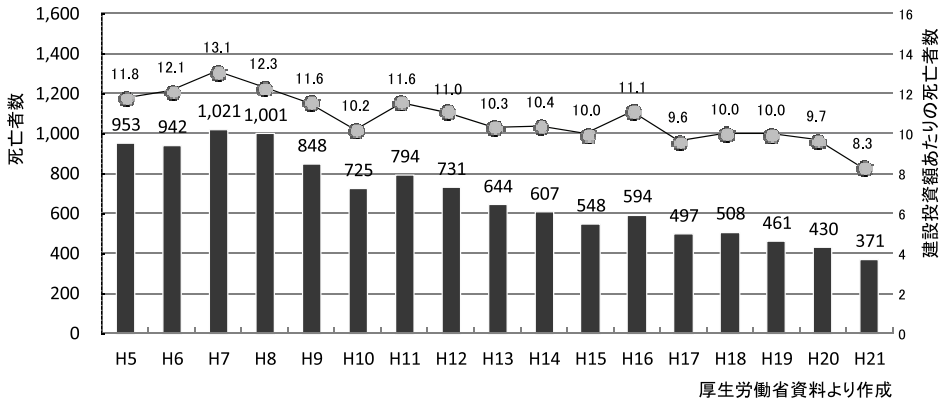


図-1 全産業及び建設業の死傷者数（平成5年～平成21年）



図一 2 建設業の死亡者数（平成5年～平成21年）

同様に、平成21年の死亡者数は1,075人で、このうち、建設業は371人であり、減少傾向ではあるものの、建設業が依然として全産業の約3分の1を占めています（図一2）。

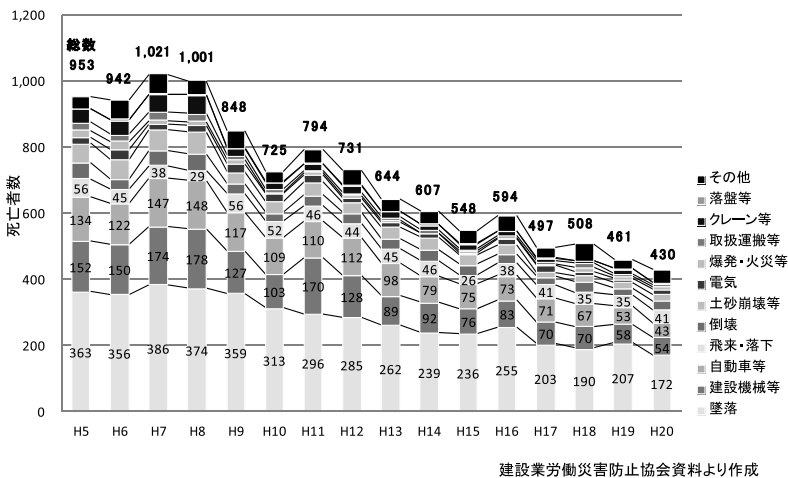
死亡事故を建設工事の事故分類に着目してみると、「墜落」が特に多く、その他「建設機械等」、「自動車等」、「飛来・落下」の4要因でその大半（平成20年において約72%）を占めています（図一3）。

なお、平成21年においては死傷者、死亡者ともに大幅に減少していますが、リーマンショックなどの経済活動の停滞も一因と考えられます。

### 3. 国土交通省の建設工事における事故防止対策

国土交通省では、公共工事における労働災害及び公衆災害の重大性に鑑み、「公共工事の発注における工事安全対策要綱」（平成4年7月）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月）をそれぞれ策定し、平成8年には建設業における事故の実態を把握するため、「建設事故データベースシステム（SAS）」を構築するとともに、「土木技術安全施工技術指針」の改定を随時実施し、建設工事事故に対応するため関連する要項・指針などを策定・周知してきました。

また、平成12年にはSASの分析を通じ



図一 3 建設工事における事故分類毎の死亡者数の推移（平成5年～平成20年）

て、施工者の安全管理推進の支援、必要な環境整備等を検討するために「建設工事事故対策検討委員会」を設置しました。本委員会においては、学識経験者、建設業団体、現場従事者団体及び国土交通省、厚生労働省の行政機関等の担当者が、建設事故をどのように減らしていけばよいかそれぞれの立場から議論し、データの分析結果及び委員会の議論の結果をもとに国土交通省において毎年度「建設工事事故防止のための重点対策」を定め、発注者及び施工者双方の立場から建設工事事故防止対策に取り組んでいるところです。

#### 4. 建設工事事故防止重点対策の概要

平成22年度の建設工事における事故防止重点対策の概要は表-1のとおりです。本重点対策は、国土交通省から各地方整備局へ通達しています。また、国土交通省から各関係業団体に対して協力を依頼しています。建設工事に携わる読者のみなさんにおいても、さらなる事故防止を図るため、

重点対策へのご協力をお願いします。

##### (1) 交通事故防止重点対策

国土交通省発注の土木工事における交通事故による死亡事故は、今までの取り組みの効果もあり平成13年度をピークに減少傾向となっています。一方、重大災害の原因のその約8割が自動車の衝突による交通事故であり、交通事故の影響が特に大きいことがわかります。平成22年度もさらなる交通事故の防止を図るため、以下の取り組みを行います。

- ・発注者として国土交通省は、これまでに収集した事故事例、分析結果及び事故防止対策の好事例を周知し、各現場条件に適した事故防止対策を適切に実施できるように安全協議会等において働きかけます。

- ・施工者のみなさんができる取り組みとして、現場の状況を十分勘案し、運転者の注意を喚起する効果的な方法（回転灯や電光表示板等）と車輛の制動抑止を図る方法を

表-1 平成22年度建設工事事故防止のための重点対策

<p><b>I 発注者が実施する対策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通事故防止重点対策</li> <li>2. 足場からの墜落事故防止重点対策</li> <li>3. 法面からの墜落事故防止重点対策</li> <li>4. 飛来落下事故防止重点対策</li> <li>5. 工事事故防止に係る広報活動の推進</li> <li>6. 安全活動の評価</li> </ol> <p><b>II 関係業団体が実施する対策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通事故防止重点対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○運転者の注意喚起、車両の制動抑止</li> </ul> </li> <li>2. 重機事故防止重点対策                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①ステッカー運動の推進</li> <li>②重機との接触事故の防止対策の推進</li> </ol> </li> <li>3. 足場からの墜落事故防止重点対策                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①「手すり先行工法等ガイドライン」による設置</li> <li>②足場の施工計画の充実、チェックリスト等の活用、経験者による点検、記録の保存</li> </ol> </li> <li>4. 法面からの墜落事故防止重点対策                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①昇降設備の設置の推進</li> <li>②法面施工管理技術者の資格取得</li> <li>③法面工事用仮設設備に関する安全対策</li> </ol> </li> <li>5. 飛来落下事故防止重点対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○チェックリスト等による点検</li> </ul> </li> <li>6. 各種事故共通重点対策                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進</li> <li>②建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進</li> <li>③表彰制度の推進</li> <li>④工事事故防止に係る広報活動の推進</li> <li>⑤安全活動に係る創意工夫の成果の提出</li> </ol> </li> </ol>
--

組み合わせる等により、有効な交通事故対策の実施をお願いします。

## (2) 重機事故防止重点対策

重機による事故は、「接触」、「横転」、「誤動作」が大きな要因で発生します。国土交通省発注の土木工事における重機事故による死亡事故は平成13年度以降減少傾向でしたが、平成20年度において、「誤操作」に起因する災害が多く発生しました。このため、原因について今後も注視していく必要があります。平成22年度は防止を図るため、施工者のみなさんができる対策として、以下の取り組みをお願いします。

### 1) ステッカー運動の推進

「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、安全教育と効果的に組み合わせ、重機オペレーターの安全意識を高めるよう、ステッカー運動の推進をお願いします。

### 2) 重機との接触事故の防止対策の推進

現場の状況を十分に勘案し、重機の接近を知らせる警報装置を有効に活用する等により、重機と作業員との接触事故防止対策を実施するよう、お願いします。

## (3) 足場からの墜落事故防止重点対策

足場からの墜落事故防止を図るため、労働安全を所掌する厚生労働省は平成21年6月に「労働安全衛生規則（安衛則）」の一部を改正し施行しました。国土交通省の土木工事における足場からの墜落事故による死亡事故は近年減少傾向ですが、安衛則の一部改正を契機に手すり先行工法の設置状況を調査したところ、一部の手すり先行工法において不適切な設置・撤去手順が確認されたことから、適切な手すり先行工法を徹底し、足場上で作業を行う労働者のみなさんの安全を図るため、平成22年度は以下の対策を実施します。

・発注者である国土交通省として、足場

（足場の機能を有する支保工を含む）の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置すること、及び必要な点検を行うことを安全協議会等において働きかけるとともに、必要に応じその点検結果の確認等を行います。

・施工者のみなさんができる取り組みとして、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置するようにお願いします。また、足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、十分な知識と経験を有する者により足場の点検を行い、その点検記録を保存するようお願いします。

## (4) 法面からの墜落事故防止重点対策

平成21年度における国土交通省の土木工事においては、死亡事故は発生していません。斜面・法面工事用仮設設備〔JISA 8972〕が平成20年12月に制定されていることから、国土交通省発注の土木工事において調査したところ、すべての建設現場においてJIS規格に準拠した仮設設備の設置が確認されています。法面からの墜落事故防止を図るため、平成22年度は以下の対策を実施します。

・発注者である国土交通省として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じてJISA8972による昇降設備、構台等の設置を推進し、適切に必要な費用を計上し

ます。

・施工者のみなさんができる取り組みとして、親綱の固定箇所・安全带付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じてJISA8972による昇降設備、構台等を設置し、施工することを推奨し、昇降設備の設置の推進をお願いします。また、作業計画及び作業の質の向上を目的として法面施工管理技術者の資格取得の推奨をお願いします。さらに、法面工事用の仮設設備を設置する場合、JISA8972制定の周知をお願いします。

#### (5) 飛来落下事故防止重点対策

建設業労働災害防止協会のとりまとめた統計資料によれば、建設業の吊荷落下災害は増加傾向となっています。このため、平成22年度から改めて飛来落下事故に対する対策を以下のとおり実施します。

・建設工事においてチェックリスト等による玉掛け方法、玉掛け用具の点検を図るよう、国土交通省は発注者として安全協議会等において働きかけますので、施工者のみなさんはその点検をお願いします。

#### (6) 工事事務防止に係る広報活動の推進

発注者である国土交通省は、建設現場で請負者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）について、看板の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかけます。

#### (7) 安全活動の評価

発注者である国土交通省は、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、引き続き工事成績評定の判断材料の1つとします。（各種チェックリストの活用等）

#### (8) 各種事故共通重点対策

その他、施工者のみなさんができる対策として、以下の取り組みをお願いします。

##### 1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を

##### 対象とした安全教育の推進

- ①建設従事者に対する安全衛生教育の実施
- ②技能者等に対する再教育の推進
- ③現場管理者等に対する教育の推進
- 2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）等の導入の推進
- 3) 表彰制度の推進
- 4) 工事事務防止に係る広報活動の推進
- 5) 安全活動に係る創意工夫の成果の提出

## 5. おわりに

「災害防止のグランドファーザー（祖父）」とも呼ばれる米国のハインリッヒが発見した労働災害における経験則の一つである「ハインリッヒの法則」によると、1件の重大な災害・事故の陰には29件の軽い災害・事故があり、さらにその陰には300件の災害・事故には至らなかった「ヒヤリ・ハット」があるとされています。つまり、事故報告として表に出るものは氷山の一角でしかなく、それまでに数え切れない「不安全行動」や「不安全状態」があると考えられます。1件の重大な災害・事故をなくすためには、常日頃からの適切な安全への取り組みが必要です。建設現場における悲惨な事故をなくすためには、「無駄じゃないか」や「バカらしい」と思われようが、地道に確実に取り組むことが大切です。また、建設工事の事故防止のためには、施工者のみなさんの安全に対する取り組みが何よりも重要なことは言うまでもありません。労働安全に取り組む厚生労働省はもちろん、発注者として国土交通省もできる限りの対策を引き続き行っていきますので、建設工事に携わるみなさん自身が安全のために何をできるか考え、行動するようお願いいたします。